

## 第5章 豊かな心を育て、生命や人権を尊重する態度を育む教育

### 第1 人権尊重の理念を定着させ、あらゆる偏見や差別をなくす教育の充実

#### 1 学校教育における人権教育の推進

人権尊重の理念を広く社会に定着させ、同和問題をはじめ様々な人権課題に関わる偏見や差別をなくすため、国が策定した「人権教育・啓発に関する基本計画」等を踏まえるとともに、「東京都人権施策推進指針」等に基づき、人権教育を推進している。

##### (1) 研修・研究の推進

学校教職員が、同和問題をはじめ様々な人権課題に対する正しい理解と認識を深めるため、指導資料等の作成や研修等の事業を推進している。

###### ア 指導資料の作成

学校における人権教育に関する実践的な手引として、指導資料「人権教育プログラム（学校教育編）」を作成し、都内公立学校の全教員等に配布している。

・令和6年度作成数：7万4,000部

###### イ 研修や研究活動の実施

区市町村教育委員会や学校との連携の下、教職員に対する研修を実施するとともに、東京都の実態に即した教育内容・方法の研究を行っている。

##### (2) 人権尊重教育推進校の設置

人権尊重の理念を広く社会に定着させ、あらゆる偏見や差別の解消を目指すため、人権尊重教育推進校を50校（小学校27校、中学校15校、義務教育学校1校、小・中学校1校、都立学校6校）設置した。人権尊重教育推進校では、「人権教育の視点」を設定し授業研究を行うなど、実践を通して人権教育の充実を図っている。

#### 2 社会教育における人権教育の推進

##### (1) 社会教育における人権教育推進のための啓発・研修・調査研究

###### ア 普及啓発事業の推進

社会教育関係職員や社会教育関係団体指導者が、同和問題をはじめ様々な人権課

題に対する正しい理解と認識を深めるため、啓発学習資料の作成等の事業を推進する。

(ア) 啓発学習資料の作成

人権啓発学習資料「みんなの幸せをもとめて」を作成し、PTAをはじめとする社会教育関係者に配布する。

(イ) 学習教材の制作

人権学習教材ビデオ（DVD）を作成し、区市町村の社会教育担当者をはじめ社会教育団体に配布する。

イ 指導研修の実施

社会教育関係職員と社会教育関係団体指導者等を対象に、様々な人権課題に対する理解と認識を深めるための研修を実施する。

ウ 促進事業の実施、社会教育における人権教育の充実のため、東京の実態に即した学習内容・方法の研究を進めることを目的として、人権教育推進のための調査研究事業等を実施する。

## 第2 他者への思いやりなど、豊かな心を一人ひとりの子供たちに育む教育の推進

### 1 小学校・中学校における「考え議論する道徳」の推進

#### (1) 「特別の教科 道徳」の指導の充実に向けた取組の推進

「特別の教科 道徳」授業力向上セミナーの実施

「考え議論する道徳」を実現する授業実践を公開する「特別の教科 道徳」授業力向上セミナーを実施している。セミナーでは、東京都道徳教育推進委員の教師が授業を公開するとともに、「特別の教科 道徳」の指導方法の工夫や評価の考え方等について講義・協議を行い、参加者が「特別の教科 道徳」の在り方についての理解を深めている。

#### (2) 東京の子供たちの豊かな心を育成するための道徳教育の充実

児童・生徒の豊かな心の育成に資する東京都独自の「東京都道徳教育教材集」を、都内全ての公立小・中学校等及び特別支援学校の全児童・生徒に提供し、各学校の教育活動全体を通じた道徳教育の充実を図っている。

また、保護者向けリーフレットを提供し、道徳教育の推進について保護者の啓発に取り組んでいる。

#### (3) 道徳授業地区公開講座の充実

道徳の時間の活性化を図るとともに、学校・家庭・地域社会が一体となった道徳教育を推進するため、都内全ての公立小・中学校等及び特別支援学校において、「道徳授業地区公開講座」を実施している。

##### ア 道徳授業地区公開講座の実施

令和6年度は、都内全ての公立小・中学校等1,907校（都立学校含む。）の全学級で道徳授業地区公開講座を実施した。

講座では、各学校が実施する道徳の授業を公開し、教員、保護者、地域住民による意見交換会を実施している。令和6年度は、保護者、学校評議員、健全育成関係者等約50.6万人が参加した。

##### イ 保護者向けビデオ資料（DVD）の活用

平成28年度に道徳授業地区公開講座の一層の充実を図るため、意見交換会で活用できるビデオ資料（DVD）を作成し、都内全公立小・中学校等に配布した。

ビデオ資料には、道徳教育や「特別の教科 道徳」に関する解説と子供たちの豊かな心を育むために大人たちにできることについて教員・保護者・地域住民がともに考えるために活用できるドラマ6本を収録している。

本ビデオ資料の活用を推進し、意見交換会の充実を図っている。

## 2 体験活動の充実

### (1) 笑顔と学びの体験活動プロジェクト

都内の公立学校を対象に、多様な体験機会を提供し、学校における体験活動の充実を図り、児童・生徒の積極性や協調性、コミュニケーション力、他者理解など豊かな心の育成に取り組んでいる。

## 3 高等学校における東京都独自の教科「人間と社会」の実施（再掲）

### (1) 都独自教科「人間と社会」の実施（再掲）

（Ⅱ第1部第4章第1 84ページ参照）

## 4 子供の読書活動の推進

令和3年3月に策定した「第四次東京都子供読書活動推進計画」に基づき、乳幼児期からの読書習慣の形成、学習の基盤となる資質・能力の育成のための読書活動の推進、特別な配慮を必要とする子供の読書環境整備の推進及び読書の質の向上に向けた取組を行う。

### (1) 発達段階に合わせた取組

- ア 乳幼児の読書活動の推進
- イ 小・中学生の読書活動の推進
- ウ 高校生等の読書活動の推進
- エ 特別な配慮を必要とする子供の読書活動の推進

### (2) 読書活動推進の基盤づくり

- ア 読書活動推進状況等の調査
- イ 読書活動を支える人材の育成

### 第3 いじめ防止等の対策や自殺対策に資する教育等、健全育成に係る取組の推進

#### 1 「東京都教育委員会いじめ総合対策」の着実な推進

##### (1) 「いじめ」の定義の正しい理解に基づく確実な認知の徹底

各学校において軽微ないじめも見逃さずに認知できるようにするため、教職員研修等を通し、全ての教職員が、いじめ防止対策推進法に規定する「いじめ」の定義等について共通理解を図ることができるようにしている。

##### (2) 「学校いじめ対策委員会」の機能強化

各学校は、いじめ防止対策推進法第22条に基づき「学校いじめ対策委員会」を組織し、いじめやいじめの疑いのある事例について情報を共有したり、各事案への対応方法を協議したりするほか、いじめ防止のための年間計画を定めるなどしている。

東京都教育委員会は、毎年度実施している「児童生徒の問題行動・不登校等の生徒指導上の諸課題に関する調査」を通して、学校の取組の推進状況を明らかにするとともに、各学校が自校の取組の課題を明確にして、改善を図ることができるよう、平成30年度に「いじめ防止に係る取組の進捗状況が見える化するシート」を開発し、その活用を促進している。区市町村教育委員会等と連携し、課題の見られる学校等に対して個別に指導・助言を行うなどして、全ての学校で、いじめ防止のための組織的な取組が確実に行われるようにしている。

##### (3) 情報サイト「生活指導ポータル」の活用の促進

本サイトでは、いじめ、生活指導全般、自殺予防、教育相談、統計調査等についてまとめて掲載している。いじめに関しては、東京都いじめ防止対策推進条例やいじめ総合対策【第3次】等、いじめに関する資料を掲載している。

また、自殺予防では、教職員向けと児童・生徒向けにSOSの出し方に関する教育の推進に関する資料や、DVD教材「自分を大切にしよう」等を掲載している。

#### 「生活指導ポータル」



#### (4) 子供たちの主体的な行動を促す指導の充実

特別の教科道徳の時間や特別活動等全ての教育活動を通じて、児童・生徒の規範意識、思いやりの心、生命尊重の精神等を育んでいる。

また、児童・生徒が、いじめを見て見ぬふりせず、自ら考え、子供たち同士で主体的に話し合い、いじめの解決に向けて行動できるようにするため、児童・生徒同士が互いの良さを認め合うことができる学級活動やホームルーム活動の計画的な実施や、「言葉の暴力撲滅キャンペーン」の実施等いじめの未然防止に向けた児童会・生徒会等による自治的な取組を促すなど、児童・生徒への指導の充実を図っている。

各学校では、都教育委員会が策定した「GIGAワークブックとうきょう」を活用して、情報モラルと情報活用を学び、児童・生徒がネットの特性やリスクを理解し、適切なコミュニケーション方法を学ぶことができるようにしている。

#### (5) 「学校いじめ防止基本方針」の改訂及び周知・啓発

各学校において、いじめ防止の取組を全教職員の共通実践の下に組織的に行うことができるように、学校評価の項目にいじめ防止対策の推進状況を設定している。

各学校では、いじめ防止の取組の推進状況について、ふれあい月間「学校シート」等を活用した自己評価、保護者による評価、外部評価、諸調査の数値等を通して、PDC Aサイクルの中で検証しながら「学校いじめ防止基本方針」を改訂し、学校ホームページや学校便りへの掲載等を行い、学校の取組について周知・啓発している。

## 2 SOSの出し方に関する教育の推進

### (1) 自殺予防のための学校の組織的対応の徹底

児童・生徒等の自殺を予防するため、以下の取組を通して、児童・生徒の様子の変化を教職員全体で把握するとともに、気になる様子が見られる児童・生徒に対しては、保護者や関係機関と連携して、当該児童・生徒の悩みや不安の解消に向けて確実な対応を行う。

ア 学期初めなど定期的に、教職員による状況観察や個人面談、不安や悩みを把握するためのアンケート等を実施し、児童・生徒一人一人の様子を確認する。

イ 過去にスクールカウンセラー等に不安や悩みを訴えた児童・生徒については、定期的に相談後の状況を確認する。

ウ 児童・生徒や保護者との面談等を通して、児童・生徒の友人関係、習い事や塾等における状況、目指している進路、兄弟姉妹関係を含めた家庭における問題等、児童・生徒が現在置かれている状況を確認する。

エ 「不安や悩みを抱えたときに、身近にいる信頼できる大人に相談することの大切さ」について、校長講話や学級指導、相談窓口連絡先一覧の配布時などの機会を捉えて、全ての児童・生徒に適時、指導する。

オ 気になる様子が見られる児童・生徒については、保護者等に連絡をして当該児童・生徒の状況を改めて確認するとともに、関わりの深い教員等が、当該児童・生徒に声を掛け、不安や悩みの解消に向けて支援していくことを伝える。

カ 支援が必要な児童・生徒については、「学校サポートチーム」を活用するなどして、スクールソーシャルワーカー、子供家庭支援センター、習い事や塾の関係者、当該児童・生徒の友達の保護者、PTA役員、地域住民、福祉・医療等を含む関係機関等の職員等と連携して、当該児童・生徒の心配や悩みの要因と考えられる負担を軽減する方策等について協議を行い、それぞれの立場から支援を行う。

## (2) 全公立学校の校長を対象とした生活指導等連絡会の開催

都内全公立学校における生活指導の一層の推進を目指し、都内全ての公立学校長が、都における自殺予防教育の推進等の健全育成上の課題について共通理解を図るとともに、その解決・改善に向けた校長のリーダーシップによる組織的な取組を推進するための方策について考えることができるようにする。

## (3) 都教育委員会作成のDVD教材を活用又は参考にしたSOSの出し方に関する教育に係る授業の実施

学校における自殺予防教育を推進させるため、「SOSの出し方に関する教育を推進するための指導資料 自分を大切にしよう」を作成し、平成30年2月に都内全公立学校に配布した。また、自分の不安や悩みに早期に気づき、SOSを出す力を一層高めるための児童・生徒向け動画「心のSOSに気づこう」や「SOSの出し方に関する教育」の推進に向けた教職員向け動画「『SOSの出し方に関する教育』研修編」を令和6年4月に作成し周知徹底を図っている。

# 3 子供自らの成長・発達を支える生活指導の推進

## (1) 子供たちの主体的な行動を促す指導の充実

特別の教科道徳の時間や特別活動等全ての教育活動を通じて、児童・生徒の規範意識、思いやりの心、生命尊重の精神等を育てている。

また、児童・生徒が、いじめを見て見ぬふりせず、自ら考え、子供たち同士で主体的に話し合い、いじめの解決に向けて行動できるようにするため、児童・生徒同士が互いの良さを認め合うことができる学級活動やホームルーム活動の計画的な実施や、「言葉の暴力撲滅キャンペーン」の実施等いじめの未然防止に向けた児童会・生徒会等による自治的な取組を促すなどを通して、児童・生徒への指導の充実を図っている。

各学校では、都教育委員会が策定した「GIGAワークブックとうきょう」を活用して、情報モラルと情報活用を学び、児童・生徒がネットの特性やリスクを理解し、適切なコミュニケーション方法を学ぶことができるようにしている。

# 4 教育相談の一層の充実

## (1) 東京都教育相談センターにおける相談事業の推進

詳細はⅢ第5章5 269ページ参照

ア 電話相談、来所相談、メール相談及びSNS等教育相談

幼児から高校生相当年齢までの教育に関する相談（いじめ、友人関係、学校生活、家族関係など）を、電話、来所、電子メール及びSNS等で受け付けている。電話相談の受付は次のとおり。

- (ア) 教育相談一般・東京都いじめ相談ホットライン（24時間対応）
  - ・フリーダイヤル0120（53）8288
- (イ) 高校進級・進路・入学相談
  - ・03（3360）4175

イ 学校等支援事業

- (ア) 教職員等からの相談
- (イ) 所員及び専門家アドバイザースタッフ（心理の専門家等）の派遣
- (ウ) 都立学校教育相談担当者連絡会の実施
- (エ) 区市町村教育相談主管課長連絡会、担当者連絡会の実施

(2) スクールカウンセラーを活用した教育相談体制の充実

児童・生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有する臨床心理士等を学校に配置し、学校におけるカウンセリング等の機能の充実を図り、いじめや不登校等の未然防止や解消に資するため、平成25年度から、全ての小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校、高等学校等にスクールカウンセラーを配置している。

平成28年度から、全日制課程と定時制課程を併置する高等学校については、それぞれの課程に一人ずつ配置、昼夜間定時制課程の高等学校については、勤務日数を週2回に拡充、通信制課程の高等学校については、新たに配置するなどして、都立高等学校の生徒が、どの課程に在籍していても、スクールカウンセラーに相談できる体制を整備した。

また、全ての配置校において、スクールカウンセラーの1年間の勤務日数を、これまでの35日から38日へと拡充した。

さらに、令和2年度から、それぞれの実態やニーズに基づいた支援の一層の充実を図るため、区市町村教育委員会が一定の条件により選出した学校172校について、スクールカウンセラーの配置日数を年間38日から76日に拡充した。加えて、令和7年度から、週2日、3日配置の学校を拡充した。

ア 配置校数

令和7年度：2,178校（小学校1,265校、中学校620校、高等学校247課程、特別支援学校58校）

イ 配置人数

令和7年度：2,785人（令和7年4月1日現在）

ウ 配置時間・日数

1日7時間45分×38回/年

エ 職務

児童・生徒へのカウンセリング、教職員や保護者に対する助言・援助、カウンセリング等に関する情報収集等を行う。

小学校第5学年、中学校第1学年及び高等学校第1学年の児童・生徒に対して、全員面接を実施している。

### (3) シニア・スクールカウンセラー（SSC）の配置

令和元年度から、都立学校におけるスクールカウンセラーを活用した学校教育相談体制を一層充実させるため、豊富な経験と高い能力を併せもつ人材をシニア・スクールカウンセラーとして指名し、拠点的に配置するモデル事業を実施している。

令和4年度から、学校経営支援センター及び支所に配置し、都立学校におけるスクールカウンセラーが行う日常のカウンセリング業務等に関する助言や学校における教育相談体制の課題把握と改善策の提示などの支援を行っている。

### (4) SNS等を活用した教育相談体制の確立

ア 事業概要（令和6年度）

- (ア) 実施日時 4月1日から通年（土日含む）、午後3時から午後11時
- (イ) 対象 都内在住・在籍の小学生、中学生及び高校生（相当年齢）の子ども本人
- (ウ) 回線数 通常5回線 ※以下の期間は回線数増強
  - ① 第一期 4月4日から4月9日まで（6日間）
  - ② 第二期 5月3日から5月6日まで（4日間）
  - ③ 第三期 8月19日から9月8日まで（21日間）
  - ④ 第四期 1月5日から1月10日まで（6日間）

イ 事業概要（令和6年度実績）

- 主な主訴 ① 友人関係（1,280件）
- ② 家族関係（724件）
- ③ 情緒不安定（586件）

## 5 児童・生徒の問題行動等の解決に向けた学校と地域、関係機関等との連携の強化

### (1) 「学校サポートチーム」の機能強化

「学校いじめ対策委員会」を支援する組織として全公立学校に設置されている「学校サポートチーム」の一層の活用と機能強化を図り、児童・生徒の問題行動等への対応において、保護者、地域住民、関係機関等と迅速かつ適切に連携・協力できるサポート体制を確立している。

### (2) スクールソーシャルワーカー活用事業の推進

区市町村教育委員会は、管下の小・中学校に在籍する児童・生徒を支援するため、教育と福祉の両面に関して専門的な知識・技術を有する者等を選考し、学校に派遣する方法により、スクールソーシャルワーカーを配置している。

東京都教育委員会は、本事業において、スクールソーシャルワーカー及びスーパーバイザーの配置に係る経費の補助を行っており（都は区市町村の事業費の2分の1を補助

(国は都の負担額の3分の1を補助))、区市町村の配置拡充に向けた支援の充実を図っている。

ア 配置地区

令和6年度：52地区(小・中学校)

イ 配置人数

令和6年度：408人

ウ 職務

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など、児童・生徒の生活指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や技術を用いて、児童・生徒が置かれた環境へ働き掛けたり、関係機関等とのネットワークを活用したりして、問題を抱える児童・生徒の支援を行う。

### (3) 警察や児童相談所等の関係機関との連携の促進

ア 暴力、非行、犯罪及びこれらを伴ういじめなどの行為に対し、適切な指導により更生を図ることができるようにするため、「警察と学校との相互連絡制度」や「監視視庁と東京都教育庁との連絡会議申合せ事項」を踏まえ、学校は、所轄警察署に迅速に通報することにより、連携して対応できるようにする。

イ 家庭における養育に起因する課題や児童虐待が疑われる事例等に対し、適切な支援により問題の解消を図ることができるようにするため、「児童虐待防止法」等に基づき、学校は、地域の児童相談所や「子供家庭支援センター」等に迅速に通報することにより、連携して対応できるようにする。

## 6 情報モラル教育の着実な推進(再掲)

(Ⅱ第1部第2章第3 68ページ参照)

## 7 教職員等による児童・生徒性暴力の防止

### (1) 教育職員等による児童・生徒性暴力等の防止対策事業

児童・生徒性暴力の早期発見や未然防止、発生した際の初動対応の取組を実施する。関係機関との連携を強化し、実際に児童・生徒性暴力等が疑われる際には、専門家の助言を得ながら調査を進める。

ア 「児童・生徒を教職員等による性暴力から守るための第三者相談窓口」の運営や児童・生徒向け「相談シート」の配布、啓発ポスターの掲示による早期発見

イ 教員は児童・生徒に「さわらない、(SNS等を)送らない、二人きりにならない+児童生徒と教職員との交際関係は成立しません」とする「3ない運動プラス」の推進や教職員のセルフチェック、初動対応マニュアルを活用した研修の実施、動画の配信等による未然防止の徹底

ウ 警察等の関係機関と連携し、児童・生徒性暴力に対して実効的な対応を行うことがで

きるよう、情報共有を推進

エ 児童・生徒性暴力等が疑われる際の学校・学校設置者による調査に対する専門家の支援